

審判実技講習会ルール

- ① 実技講習会の変更、欠席の受付は当該競技会の 10 日前までとする。それ以降の変更、欠席は認めない。

- ② 当該競技会の 10 日前を切ったからの欠席連絡、当日の無断欠席については、その受講期間における実技講習会への変更を認めない。この場合は次期に実技講習のみの受講の参加を申し込み、欠席した分を次期で補うこととする。

- ③ 服装について
 - ・大学指定のジャージ、Tシャツを着用する。ない場合は派手なものを避けた服装とする。
 - ・サングラスの着用は好ましくないが、着用をする場合は華美なものを避ける。(講習生はあくまでも教えていただく立場であるという認識を持つ。)

- ④ 実技のみ受講の者の実技講習会受講回数について
 - ・平成 29 年度春季審判講習会を受講した者は平成 30 年度春季審判講習会では座学の受講は不要だが、実技講習会については 3 回または 4 回の受け直しとなる。(受講回数については平成 29 年度春季審判講習会の試験の結果を参考にする。)
 - ・平成 30 年度夏季審判講習会を受講した者は平成 30 年度春季審判講習会の座学は不要であり、実技講習会は平成 30 年度夏季審判講習会での実技講習会不足分のみの受講となる。

これまで、実技講習会直前での欠席連絡や無断欠席をする事例が多々ありました。

そのようなことがあると、競技会運営に支障をきたします。

ルールを守って審判講習会に参加するよう、よろしくお願い致します。